

只木ゼミ春合宿第1問検察レジュメ

文責:1班

I. 事実の概要

5 看護師である X は、入院患者 A に風邪薬を支給すべきところ、過失によって、致死量の劇薬を支給した。他方で、相前後して、別の看護師 Y も、A に風邪薬と一緒に飲む予定の胃薬を支給すべきところ、過失によって、致死量の劇薬を支給した。その後 A は、これらの事情に気付かないまま、支給された両方の劇薬と一緒に飲み、死亡した。

尚、X と Y の間に意思の連絡はなく、両者が支給した劇薬は全く同種同質のものであり、どちらの劇薬の作用により A が死亡したのかは明らかではない。

10 X と Y の罪責を論ぜよ。

II. 問題の所在

本問における加害者 X、Y の過失行為はどちらの行為が欠けても被害者の死という結果の発生した択一的競合の事例とみることができる。かかる問題の場合、条件説をとると X、Y 15 双方の行為と A の死との間の因果関係が否定され、X、Y には過失の未遂が成立するにとどまり不可罰となってしまう。しかし、A の死という重大な結果にもかかわらず両者とも罰せられないというのには疑問が残る。そこで条件関係修正説を用いて因果関係を肯定し、X、Y に業務上過失致死罪(刑法 211 条)を成立させることができないか。

20 III. 学説の状況

A 説(条件関係修正説¹⁾)

択一的競合とは、複数の独立した行為が競合してある結果を発生させた場合において、それらの行為のいずれもが単独で同じ結果を発生させることができた場合をいう。

25 ①独立して人を殺害結果が発生しうる行為をし、その結果人が死んでいるのに両者とも殺人未遂とするのは常識に反する②少なくとも半分は結果の発生に寄与している③実行行為に予定されている結果が発生しているのにその点の責任を実行行為者に問えないのは不合理である④重疊的因果関係の場合と比べ、より危険な行為をしていながら未遂にとどまるのは不均衡である。以上から、条件関係を認めるべきである。

30 B 説(合法則的条件説²⁾)

条件関係の公式を放棄して、後行事実である結果が先行事実である行為から自然法則に従って発生したとみられるとき因果関係があるとする説。

¹ 大谷實『刑法講義総論[新版第3版]』(成文堂,2009年)221頁参照。

² 同上。

C 説(結果回避可能性説³)

結果を予見し適切な回避行為を行ったが、その時点では、結果回避可能性がなかったという場合には、当然に過失は否定される。

5 IV. 判例の状況

該当判例なし。

V. 学説の検討

B 説:結果回避可能性説

10 本件において、看護師 X は例え結果回避義務(ここでは、劇薬の支給を回避し、患者 A の死亡結果を避けること)を履行していたとしても、看護師 Y による劇薬の支給により A の死亡は免れなかったといえる。そのため、条件関係を肯定することができず、結果が不合理であるため、検察側はこの説を採用しない。

15 C 説:合法則的条件説

この説は行為が原因となって、その作用により結果が発生したと認められる場合には行為と結果との間に事実的な因果関係を肯定することが認められる。しかし、本件において、患者 A の死亡結果の原因となった劇薬が看護師 X、Y のどちらの支給したものが明らかではないため、それを証明しない限りは条件関係を肯定することができない⁴。したがって、
20 検察側はこの説を採用しない。

A 説:条件関係修正説

条件公式を用いると、重疊的因果関係事例では因果関係が肯定される。しかし、本件においては同様に考えると因果関係を肯定することができず、結論として不合理である。そのため、検察側はそのような不合理を回避すべく、この説を採用する。
25

VI. 本問の検討

第 1. X の罪責について

1. X が入院患者 A に、誤って致死量の劇薬を飲ませて死亡させた行為について、X の A に対する業務上過失致死罪(刑法第(以下略)211 条)が成立しないか。
30

2(1)ア. 本条の「業務」とは、本人が社会生活上の地位に基づき反復・継続して行う行為であって、他人の生命・身体に危害を加えるおそれのあるものをいう。

イ. 本件 X は、看護師という社会生活上の地位に基づいて日常的に反復・継続して入院患者に薬を支給しており、また、看護師の支給する薬如何によっては患者さんの生命・身体に危

³ 西田典之『刑法総論[第 2 版]』(弘文堂, 2010 年)271 頁。

⁴ 山口厚『刑法総論[第 3 版]』(有斐閣, 2018 年)56 頁。

害を加えるおそれが十分にある。したがって、Xの本件行為は「業務」にあたる。

(2) また、かかる「業務」には、看護師という職種柄、患者の生命・身体の危険を防止することを業務内容とする業務も含まれるため、本件 X は、相当な注意をもって患者の生命・身体に危険を及ぼすことを防止する義務を負う。もっとも、本件において X は風邪薬を支給すべきところ、過失によって劇薬を支給している為、上記義務を怠っており、業務上「必要な注意を怠」ったといえる。

(3) そして、A は現実に死亡しており、結果も発生している。

(4) では、X が誤って劇薬を支給したという実行行為と A の死亡結果との間には、因果関係が認められるか。本件では、X が致死量の劇薬を支給した一方、相前後して別の看護師 Y も致死量の劇薬を支給しており、X が劇薬を支給していなくても Y の支給した劇薬によって A は死亡していた為、「あれなければこれなし」という条件関係が認められず、因果関係が否定されないか。

3. そもそも因果関係は、条件関係を基礎として、実行行為に内在する危険が結果へと現実化した場合に認められるところ、検察側はこの点の判断について条件関係修正説を採用する。

4. 本件において、X、Y の行為いずれかを除去しても A の死亡結果は発生したが、両者の行為を一括して除去すれば、当該結果は発生しなかった。すなわち、XY 双方の行為なければ結果なしといえ、条件関係を肯定することができる。また、致死量の劇薬の支給という行為に内在する、服用者の生命を侵害する客観的危険性が A 死亡という結果に現実化している。したがって、X の当該行為と A の死亡結果との間の因果関係は認められる。

5. 以上より X の当該行為について、A に対する業務上過失致死罪が成立し、X はかかる罪責を負う。

第 2. Y の罪責について

上記理由により、Y の行為についても X 同様、業務上過失致死罪(211 条)が成立し、Y はかかる罪責を負う。

VII. 結論

以上より、X 及び Y は業務上過失致死罪(211 条)の罪責を負う。

以上